

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

平成25年度 水戸市防災会議

2 開催日時

平成25年5月31日（金） 午前10時00分から午前11時20分まで

3 開催場所

水戸市役所本庁舎前議会臨時庁舎2階 全員協議会室

4 出席した者の氏名

(1) 会 長

高橋 靖

(2) 委 員

高地 浩，土師 清二，渡辺 典昭，星野 博，藤枝 宏之，大和 慎一，
下山田 義弘，黒澤 一男，羽成 修司，橋本 耐，田尻 充，倉田 喜久男，
中里 誠志郎，鈴木 重之，青木 英明，小野 知章，寺崎 秀一，虎口 昭一，
北島 重司，吉村 茂，富永 亮，石黒 直樹，楯 政幸，和泉 正幸，
小川 喜治，久信田 もと子，田内 広，坂井 知志，松本 千代，木村 悦男，
大嶽 竜司，小野口 修，岩上 堯，奥田 猛，太布 和子，渡邊 和雄，
田山 知賀子，小川 啓子

(3) 執行機関

三宅 正人，青木 貴，熊田 泰瑞，石田 宏一，小林 良導，西山 智規，
渡部 淳志，浅川 勝彦，小林 達矢，白井 克彦

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】（案）の修正について（公開）
- (2) 水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】のパブリック・コメントの結果
について（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数

3人

8 会議資料の名称

- (1) 平成25年度 水戸市防災会議次第
- (2) 平成25年度 水戸市防災会議出席者名簿
- (3) 平成25年度 水戸市防災会議席次表
- (4) 資料1 防災会議委員からの意見一覧【原子力災害対策計画編】及び水戸市地域防災
計画【原子力災害対策計画編】修正（案）

(5) 資料2 水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】のパブリック・コメントの結果について

9 発言の内容

【執行機関】

本日は、お忙しい中、水戸市防災会議に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の進行を担当させていただきます地域安全課長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、会議を公開するとともに、会議内容につきましては、会議録を作成し、市のホームページに掲載させていただきます。また、作成いたしました会議録は、後日、委員2名の方に会議録署名人として内容を御確認の上、署名いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成25年度水戸市防災会議を開催いたします。

開催に当たり、水戸市防災会議会長であります水戸市長、高橋靖より御挨拶を申し上げます。

【会 長】

平成25年度水戸市防災会議の開催に当たり、多くの方々に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、常日頃から、皆様方には、本市の防災行政、災害対応等に多大なる御協力及び御理解をいただき、この場をお借りいたしまして厚く御礼と感謝を申し上げます。

前回3月に開催しました水戸市防災会議から2か月が経過いたしました。この僅かの間にも、淡路島、三宅島、あるいは宮城県沖において、マグニチュード7クラスの強い地震が発生したということでありまして、常に私たちは、日本に住んでいる限り、緊張感を持って、備えをしっかりとしていかなければならないと改めて実感いたしました。市といたしましても、更にレベルの高い対応を、市民の皆様方に御協力をいただいて、ハード、ソフトから整備をしていかなければならないというところでございます。

前回の会議では、震災の教訓を踏まえまして、総合的な指針及び対策を定めた地震及び津波の地域防災計画について御審議をいただいたところでございます。前回の会議ではまだ案の段階ではありましたが、お示しいたしました、ある意味一番肝心といってもいいような原子力災害対策計画編の改定について、皆様方から審議をいただいて、率直な御意見を頂いております。段階的な見直しを図りながら、完成に向けて努力をしていきたいと思っております。引き続き皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

この原子力防災計画については、国の原子力災害対策指針の改定等が行われますので、

今後、指針等の動きを踏まえていかなければならないと考えております。そういった意味では、申し上げたとおり、ある意味、段階的な改定にならざるをえないというところがありますが、引き続き皆様方にいろいろな面で御意見をいただければと思っております。

水戸市が安全で安心して暮らせるまちだと市民の皆様方にまさに皮膚感覚で感じていただけるように、防災対策の推進に私たちが一丸となって努めてまいりますので、今後の方針が明確となる地域防災計画の改定に対しまして、委員の皆様方には、さまざまな角度から、きたんのない御意見を頂戴できればと思っております。

最後になりましたが、本計画案を作成するに当たりまして、関係機関の方々にも御協力をいただきました。改めて御礼と感謝を申し上げて、御挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

【執行機関】

ありがとうございました。

なお、報道関係者の写真撮影や録音につきましては、ここまでとさせていただきます。

続きまして、議事に入る前に、新年度に伴い、新しく委員となられた方もおりますので、新しい委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。関東農政局水戸地域センター長、__ __様でございます。茨城県水戸土木事務所長、__ __様でございます。日本郵便株式会社水戸中央郵便局長、__ __様でございます。東部瓦斯株式会社茨城支社長、__ __様でございます。日本通運株式会社水戸支店長、__ __様でございます。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店長、__ __様でございます。水戸市婦人防火クラブ連合会会長、__ __様でございます。水戸コミュニティ放送株式会社代表取締役、__ __様でございます。以上でございます。

なお、委嘱状につきましては、資料とともに机の上に置かせていただきましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、事務局を紹介いたします。

(事務局紹介)

【執行機関】

次に、お手元にお配りさせていただいております資料等の確認をお願いしたいと存じます。初めに平成 25 年度水戸市防災会議次第、次に平成 25 年度水戸市防災会議出席者名簿、次に平成 25 年度水戸市防災会議席次表、次に資料 1 といたしまして、防災会議委員からの意見一覧【原子力災害対策計画編】及び水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】修正(案)でございます。次に資料 2 といたしまして、水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】のパブリック・コメントの結果についてでございます。資料につきまして、不足等がございましたら、事務局へお申し出ください。

それでは、会長であります高橋市長に議長をお願いいたします。

【会 長】

それでは、議長を務めさせていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

さきほど事務局から、会議の公開と会議録の公表について説明がございましたが、ここで会議録の署名人を指名させていただきます。水戸市消防団長の___委員、水戸薬剤師会長の___委員のお二人をお願いしたいと存じます。___委員、___委員、よろしいでしょうか。それでは、皆様、___委員と___委員に会議録の署名人となっていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事（１）水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】（案）の修正について、事務局に説明を求めます。

なお、御質問や御意見等につきましては、説明終了後、お受けしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【執行機関】

それでは、水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】（案）の修正について、___より御説明させていただきます。着席での御説明をお許してください。

今回の計画の内容につきましては、これから御審議いただくこととなっておりますが、その前に事前に委員から御意見を頂いておりますので、修正した部分について御説明させていただきます。ただし、計画全体において用語使用の不正確又は表現の使用が適切でない部分のような軽微な修正又は地震対策と重複した事項の削除につきましては、御説明を省略させていただきます。

それでは、資料１の防災会議委員からの意見一覧をご覧ください。一覧表は、左側から、頂いた御意見、修正の対応、修正前、修正後となっております。また、さきほどの軽微な修正につきましては、資料１で御確認願います。また、資料中において、UPZ、OILを初め、分かりにくい表現につきましては、原子力災害対策計画編の５ページに詳しい解説を掲載しておりますので、参考にしてください。

それでは、初めに、原子力災害対策計画編（案）の２ページ、第３の計画の修正をご覧ください。御意見の中で、計画の修正に関する事項を記載する必要があるのかという御意見がございました。この計画につきましては、本計画が暫定的な改定の第１段階ということもありますので、今後も、原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定を踏まえて改定していくことを明らかにするため、記載が必要であると考えます。また、四角で囲んである今後の原子力規制委員会で検討すべき課題で、網掛けの部分につきましては、改正前は記載事項を簡略化したことで分かりづらかった点がございましたので、原子力災害対策指針どおりにいたしました。

次に、７ページをご覧ください。７ページの第２の水戸市教育委員会の事務又は業務の大綱をご覧ください。１の「幼児、児童及び生徒への防災教育」の網掛けの修正でございますが、3.11の原発事故を踏まえ、将来を担う子どもたちに対し積極的に防災教育に取り組んでいく必要があることから、改正前の「防災知識の普及」を「防災教育」と改めまし

た。

併せて、12 ページをご覧ください。12 ページの第 10、 公共的その他防災上重要な施設の管理者、こちらの中段になります。学校法人の部分、こちらの網掛けも同様に「防災教育」と修正いたしました。

次に、25 ページをご覧ください。25 ページの第 2 の避難所等の整備についてご覧ください。修正前は避難所の整備を「区域内」と記載しておりましたが、東海第二発電所の事故を想定しますと、事故発生時、東海第二発電所から 30 キロメートル圏外への避難が予測されることから、市として区域外の避難所の整備が必要となったため、「防護措置を重点的に実施すべき区域外」と改めました。

次に、37 ページをご覧ください。37 ページの第 3 章、緊急事態応急対策の第 1、 特定事象等発生情報等の連絡をご覧ください。改正前は、「特定事象に至らない警戒事象の場合には、事故事業所の原子力防災管理者が市町村、原子力規制委員会等への連絡に備える」と記載しておりましたが、警戒事象でも迅速な事故対応が図れるよう、県において連絡体制を整備したことから、連絡事項を加え、直接県又は関連市町村に連絡することと修正いたしました。

次に、46、47 ページをご覧ください。46、47 ページのフェーズ 4、フェーズ 5 の市の主な対応をご覧ください。四角で囲んである 46 ページの (4) 及び 47 ページの (4) のオフサイトセンターの職員派遣の部分につきましては、出席連絡会議等を明記して職員派遣といたしました。また、47 ページの (13)、(14) の網掛け部分につきましては、修正前はフェーズ 4 のところに記載しておりましたが、避難や地域生産物の摂取制限、一時移転などは原子力緊急事態に該当することから、フェーズ 5 に転記いたしました。

最後に、59 ページをご覧ください。59 ページの飲食物の摂取制限等をご覧ください。原子力事故後の水戸市の飲用水、例えば水道水の汚染状況調査につきましては、原子力災害対策指針の改定によりまして、市独自の判断で検査することができるようになりましたので、追記いたしました。併せて、その前提条件として、「原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ」という点も追記いたしました。

以上で、委員からの御意見について説明を終わりにします。

【会 長】

ありがとうございました。委員から意見を頂きまして、内容を盛り込みまして、修正させていただいたわけですが、その他にも何か皆様から御意見等がありましたら、伺いたいと思います。ただいま説明がありましたことも踏まえて、御質問があれば、発言をお願いしたいと思います。

【委 員】

一番最後に御説明いただいた 59 ページの箇所なのですが、文面のほうは飲用水となっております。御説明のほうは水道水ということでしたが、これは水道水だけをやるのです

か。それとも、例えばペットボトル等もやるのですか。

【執行機関】

飲用水というのは、飲むための特定の水を指します。それ全てを対象にしております。分かりやすく、その一例が水道水ということです。

【委員】

水道水以外で飲用水に入るものというのは、他に何かあるのですか。

【執行機関】

飲める水という表現で、井戸水等があります。

【会長】

対象としては、口に入る水全てを検査の対象にするということでもいいですか。

【執行機関】

はい、そのとおりでございます。

【委員】

質問があります。54 ページの避難所の欄ですが、避難所には放射性物質を遮るような設備はありますか。長時間閉鎖した中におりますと、空気の循環が必要になります。そのときに外部から放射性物質が入ってこないようにする設備はどうでしょうか。

【執行機関】

基本的に放射性物質の放出があった場合、環境のモニタリング等を実施して、必要があれば区域外に避難することになりますので、避難所についても、基本的に対象区域外に設置ということを考えております。

【委員】

分かりません。区域か何かではなくて、汚染される可能性がある区域に避難所があった場合、外気との循環の中で放射性物質が避難所の中へ入ってきてしまう。避難した意味が薄れてしまいます。そういう意味で、設備はどうなのかということです。

【執行機関】

避難所の関係なのですが、あくまでも放射性物質に汚染されている場合には、その区域から逃げることが前提になりますので、長期間汚染された区域の中の避難所に避難を継続するという想定ではありません。

【委員】

まずは、第1に近隣の人たちが近くへの避難所に避難するわけですよね、その次に、汚染の程度によっては区域外に避難しなければならない。その間のことです。例えばJCOの事故のとき、家の中に入って戸を閉めてくださいと言われました。しかし、避難所のように大勢の方が集まった場合には、空気の入替えが必要です。そのときに、汚染された外気が入ってきてしまいます。

【会長】

基本的には、そういう地域は避難所にしないということですが、汚染される可能性がある地域の避難所が開設されるというのは想定されるのですか。それとも、初めから汚染の可能性のある避難所は、事故が起こった瞬間から避難所にしないということによろしいですか。

【執行機関】

はい。要は、短時間で放射性物質に汚染される危険性がある場合には、その区域から避難していただくというのが大前提になっております。そういう意味で、汚染された地域の避難所に長期間滞在するということは想定していません。そういった場合には、直ちに区域の外に避難していただくという対応になるかと思えます。

具体的な避難の対応につきましては、今回、第1次改定の中では踏み込んだ内容となっております。第2次改定以降、国の指針、あるいはマニュアル、あるいは県の地域防災計画との整合性を踏まえながら、避難については改めて踏み込んだ内容にしていきたいと思います。

【委員】

大規模な災害が発生して、遠くに避難する事象が発生した場合、住民はどのようになりますか。避難の体制はどのように行われますか。

【執行機関】

正に今お話しいただいたとおり、今、避難の部分が、市民の方が一番関心のあるところだと思っております。この部分につきましては、今回、第1次改定の中で、2月27日現在の指針を基にしているわけですが、さらに今後も、指針の改定、あるいはマニュアルの改定など、県のほうでも避難についてシミュレーションを行っているところであります。こういった部分などを踏まえまして、地域防災計画原子力災害対策計画編につきましては、段階的な改定というところで、特殊な改定作業の経過をたどっておりますので、そうした避難の部分についても、第2次改定の中で反映してまいりたいと考えております。

【会 長】

どちらにしても、広域的な避難計画を作っていかなければなりませんし、それについては、国とか県の指針が出た段階で、段階的な見直しを図っていく中で、完成形を作っていくということです。ただ、今持っている避難のあり方というのがありますので、それについては現段階ではどういう状況なのか、説明しておいてください。そういう事故が起こったときに、状況をしっかり把握して、まず自分の家の中に入ったほうが良いのか、それともいち早く逃げて遠くの所に避難するのがいいのか。そういう場合、区域外に避難所を開設しますよね、そのときに、___委員が申し上げたように、更にそこでもまた放射能が来て、新たに対象区域となったときに、それに対する設備、例えば空気清浄器とかの設備で空気の入替えを図るのか、それとも、また更に事前に情報をキャッチして、遠くの地域に避難をさせるのか、そこら辺の整理は今の段階でもできるのではないですか。広域避難計画については、私たちだけではできません。県や国の指針がある程度示されて、その中で連携して、整合性を図りながらやっていかなければなりませんので、今の段階で解決策というのはどの程度のものを持っているのか、お答え願います。

【執行機関】

正に原子力編の52ページ,53ページのほうをご覧いただきたいと存じますが、その中で、原子力発電所、あるいは原子力施設においてそういった事故が発生した場合の屋内避難の実施方法として、現在記載しているものがございます。具体的には、53ページに避難、屋内退避の実施ということで、自宅等への屋内退避の実施方法、避難及びコンクリート屋内退避ということで、今現在書ける範囲の部分について記載をしております。また、これに加えて、第2次改定の中では、より具体的な踏み込んだ内容のほうを検討していきたいと考えております。

【委 員】

今回の委員からの意見ということで改正された部分で、46,47ページなのですが、原災法に基づいて、避難等の話がフェーズ5に動いたということなのですが、フェーズ4というのは非常に範囲が広いです。2行目読んでいただきますと、空間線量率が毎時5 μ Sv/h以上500 μ Sv/h未満という100倍の差があるものが含まれております。これは市独自でどうするかということはあるかと思いますが、私は、フェーズ4でも上のほうという場合もありえるということから、フェーズ4の段階で何らかの避難の準備等を記載しておくべきと思うのですが、いかがでしょうか。

【執行機関】

その点につきましては、原子力の被害の進捗状況を踏まえますと、フェーズ4の部分に記載すべき部分でもあると認識いたしました。

【会 長】

要は、フェーズ4、フェーズ5について、ある一定の指針というものはあるでしょうけれども、ある意味、前倒し的な意味で対応すべしということは、誰もが共通認識で持っていると思います。必ずしもそういう基準だけではなくて、本市として独自に前倒しして、いろんな行動に出るといっても盛り込んでも良いのではないかと。それについて考慮して、盛り込むようにしたほうが良いのではないかと思います。

【執行機関】

正に今言われたとおり、前倒しで避難の準備をする必要があると思いますので、その記載について改めたいと考えております。

【委 員】

62 ページの市民等への情報伝達活動の中に、防災行政無線及び電子サイレンの活用とあるのですが、水戸市では、電子サイレンは一部の地域しか整備されていません。整備されていない部分をどうするのですか。

【執行機関】

防災行政無線及び電子サイレンのことでございますが、現在、本市におきましては、防災行政無線におきましては、常澄地区及び内原地区に整備されてございます。また、電子サイレンにつきましては、那珂川沿岸に整備されております。これらの施設につきましては、大変老朽化が進んでおります。現在、本市におきましては、新たな防災行政無線、地域全体をカバーできるような広報システムについての見直しを今年度から行っております。これにつきましては、総合計画の中でも盛り込みながら検討していきたいと考えておまして、そうした部分で、より技術的に新しい部分を取り入れながらの市全体の広報システムの見直しを図ってまいりたいと考えております。

【委 員】

そうすると、将来的には整備されるということを前提に、このような文言でよろしいのですね。

【会 長】

実は第6次総合計画の中で、戸別受信機的なものにすべきか、放送塔を設置して行うのか、検討しようということで盛り込まさせていただいております。しかし、どちらにしても、20億円とか30億円くらいお金がかかります。ただ、お金の問題で、人の命とどちらが大切なのかということで、やはり私たちは、なんとかこのシステムを構築しなければなりません。ただ、一長一短がありますので、メリット、デメリットがあって、放送塔だと約500本が水戸市内に必要で、津波地域などで、外に居た場合には聞こえて良いのですが、戸

別受信機だと外に居た場合は聞こえない。放送塔だと、家にいて、最近の家は密閉性が高いものですから、家の中では放送が聞こえない。どちらも長所、短所があります。それを効果的にどういう配置でやればよいのか、例えば津波地域だったら、放送塔と戸別受信機両方付けていただいて、外に居ても家の中でも聞こえるような方法を取るべきなのか、一部地域は戸別受信機を整備するのか、その辺のところを今検討しているところでして、どういう方式が一番効果的なのか、安心安全につながるのか、検討している段階です。

その地域防災計画に入れさせていただいたのは、現在持っているもの、那珂川沿岸の電子サイレン、常澄・内原地区の防災行政無線、これについては活用していこうということで盛り込ませていただいております。

今後、水戸地域全体をカバーするシステムについては、防災行政無線以外の他の方法、ラジオ局さんも2社御出席いただいているのですが、ラジオ局さんにも御協力いただきながら、市民にきめ細やかに、一人一人にお知らせするためには、どういう方法が一番ベストなのか、総合計画期間中、できれば早いうちに検討して、整備をしてまいりたいと考えております。

【委員】

同じ囲みの中の「ラジオにおける緊急割込み放送」について説明願います。

【執行機関】

11番の「ラジオにおける緊急割込み放送」の件についてですが、今年度、水戸市におきまして、FMぱるるんさん、水戸市を中心としたコミュニティ放送ということでございますが、こちらと連携しまして、緊急時に、場合によっては職員が直接放送に割り込んで、緊急時にお知らせをさせていただくような割込み装置を設置させていただく予定で現在作業を進めているところでございます。災害時のきめ細やかな情報提供につきましても、よりいっそう強化できるものと考えております。

【会長】

ちなみに、いつから運用が始まるのですか。

【執行機関】

今年度中にはということで現在進めております。

【会長】

今日はFMぱるるんさんも来ていただいておりますから、早いうちに整備を進めてください。

【委員】

このような大規模災害に全て市のほうで対応するというのは難しいということをきちんとお書きになられているので、例えば私の勤めている大学は何ができるのか、今後とも御相談をさせていただく必要性があるなと思っていますが、例えば66ページに、第1、災害地域市民の記録というところに、「避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。」、これは避難所運営マニュアルを25年度、これから作成されると思われませんが、例えば、こういうことを学生や教職員に教えることによって、市役所職員の方々の負担が減らせるものがたくさんあるかと思しますので、そのあたりをぜひ今後、この記述を直していただきたいということではなくて、洗い出していただいて、私どものほうに、ある意味では大学でできないだろうかという御相談をぜひさせていただきたいということです。

【執行機関】

確かに、災害対策につきましては、市単独でできるものではございません。地域、あるいは大学、あるいはその他関係機関の連携によって初めて成り立つものでございますので、そういったことも含めて対応できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】

どちらにしても、近隣大学とは包括的な、さまざまな連携の協定を結んでおりますから、企画部署等も交えて、そちらでよく大学さんと連携をとって、どういう御協力をいただけるかどうか、検討してください。こちらでもお願いしたいと思います。

それでは、御意見等が出尽くしたようですので、広域避難や安定ヨウ素剤などの課題がまだまだ残っておりますが、地域防災計画【原子力災害対策計画編】といたしましては、第1回目の改定としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

ありがとうございます。それでは、異議なしとのことでございますので、原案にただいま御意見が出ました審議内容等を加えまして、水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】を改定いたします。

それでは、議事の（2）に進めさせていただきます。水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】のパブリック・コメントの結果についてであります。こちらにつきましては、報告事項でございます。事務局に説明を求めます。

【執行機関】

それでは、水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】のパブリック・コメントの結果について、私___から御説明申し上げます。説明につきましては、着座にて行いま

すことお許しいたきますようお願い申し上げます。それでは、御説明申し上げます。

前回の防災会議において皆様に御審議いただきました地震、津波の計画について、水戸市意見公募手続に関する規程に基づき、市民の皆様から御意見を頂きました。資料2を御参照ください。実施した期間につきましては、4月17日から5月17日までであり、寄せられた御意見は、4人の方から28件頂いたところでございます。

寄せられた主な御意見につきましては、自主防災組織の活動等に関するもの、災害情報の集約、伝達、災害対策本部を初めとする市の防災体制等で行いました。詳細については、別紙1を御参照ください。別紙1につきましては、市民の方からの御意見の概要とその意見に対する市の考え方をまとめたものでございます。

この度の御意見により、地域防災計画の本編を修正いたしましたのは、4件でございます。その4件につきましては、別紙1の1ページ、3ページ、4ページにあります網掛けにした項目であり、併せて、別紙2において、修正した部分の地域防災計画を添付しております。別紙2の網掛けの太字になっているところが、この度の修正したところでございます。

修正いたしました1点目につきましては、別紙1の1ページと別紙2のその1を御参照願います。御意見の内容につきましては、「自主防災組織は、小学校区ごとに整備されており、自主防災組織の活動内容として、災害情報の収集・伝達、避難誘導、消火等について、計画に盛り込んであるが、町内会等の小さな単位における取組みが重要であるので、町内会等の取組みを計画に盛り込んで如何か。」というものでございます。この意見に対しての市の考え方につきましては、町内会等における取組は、町内会等の組織が自主防災組織に含まれることから、自主防災組織の活動内容に準じるものと考えており、一方で、御意見のとおり、町内会等の身近なコミュニティにおける取組が自主防災組織の核となりますので、第2章第2節、防災等の活動体制整備計画に、「地域住民は、日頃から隣近所で声をかけ合う体制づくりに努め、災害時に隣近所で声をかけ合い協力するとともに、その取組みを重ね合わせることにより、町内会等において被害状況等を集約し、有機的な自主防災組織の活動につなげる。」という内容を追加いたしました。

また、2点目につきましても、「市民への防災知識の普及啓発において、隣近所等における対策を追加しては、如何か。」との御意見でありますので、こちらも1点目で修正した文言と整合を図り、別紙2（その2）のとおり追加修正いたしました。別紙1につきましては、3ページとなっております。

次に、3点目でございますが、「地域の集会所等を、一時避難所として指定して活用するよう計画に位置付けては、如何か。」という御意見に対して、別紙2のその3のとおり追加修正いたしました。別紙1につきましては、同じく3ページであります。具体的な内容といたしましては、一時避難所は全ての市民センター及び小中学校、計80か所の指定避難所を補完する避難所であり、指定避難所まで距離がある場合など、地域の実情に応じて、自主防災組織や町内会などが連携して指定するものであり、御意見のとおり、集会所等を一時避難所として活用することにつきましては、災害時に一時的に避難し、安全を図る上で

有効であると考えております。また、従前の地域防災計画において、一時避難所の位置づけが明確でありませんでしたので、第2章第5節、地震に強いまちづくり計画に別紙2（その3）の太字の部分を追加修正いたしました。

次に、4点目でございますが、別紙1は4ページ、別紙2はその4となっております。この部分におきまして、「地域の防災活動拠点となる施設に付する防災機能の記載において、従前は、発電機及び太陽光発電設備等による停電時の電源確保としておりましたが、本市として導入を進めている太陽光発電設備が蓄電装置付きのものでありますので、導入する設備を明確に記載しては。」との御意見でありましたので、御意見のとおり、「蓄電装置付き」という記載を追加いたしました。

修正をいたしました御意見以外につきましても、いずれも建設的なものであり、本市の防災対策の充実、強化につながる貴重な御意見でありました。この場をお借りし、感謝、御礼申し上げます。

修正した御意見以外につきましては、地域防災計画が大綱的な位置づけでありますことや、頂きました御意見について、類似した対策を既に進めているなどの理由により、現在の市の取組や考え方を別紙1のとおり示させていただいたところでございます。

パブリック・コメントの結果につきましては、市ホームページに掲載し、公表してまいります。

水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】のパブリック・コメントの結果についての説明は、以上でございます

【会 長】

ありがとうございました。この地震・津波災害対策計画編については、過日、パブリック・コメントを実施いたしました。このような御意見を頂いて、こちらで精査させていただいて、新たに計画編の中に盛り込ませていただいたという説明でございます。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問のある方は御発言をお願いします。

資料2にもあるとおり、寄せられた意見の件数というのが、4人で28件ということですが、パブリック・コメントとしては意外と人数や件数が少なくないほうでして、たった4人かと思われるかと思いますが、意外と他のパブリック・コメントに比べてみれば、4人から頂いたということは、大変関心があるなという思いもでございます。その中で重要なものはさきほど説明がありましたので、それについては積極的に盛り込ませていただきました。

【委 員】

パブリック・コメントの3ページの11番というところで、地域の市民センターを一時避難所にとという御意見があります。そこで、市民センターは空調が入っております。空調のフィルター能力が放射性汚染物質に対応できるものか、質問します。

【執行機関】

現在指定している避難所でございます市民センター等の空調については、放射性物質を除去するような設備は付いておりません。

【会 長】

さきほども申し上げましたように、そういう汚染の危険があるような地域は、避難所として指定しないとなっておりますので、少なくともそこは御理解いただきたいと思います。

今回は地震・津波編ですが、全体的な意見をおっしゃっているのですか。地震、津波では、特にフィルターは必要ないのですが。

【委 員】

一時的に市民センター等に避難、集結をし、更に次の避難に対応するための一時避難所というものは、大変大切だと思います。

【執行機関】

正に原子力対策につきましては、皆様、不安を抱いていると思います。避難所などのフィルターについては、現状において明確な定めもないところでありますので、今後、国などの動向を踏まえて、設備の整備についても併せて検討してまいります。

【会 長】

それでは、他に御意見がないようですので、パブリック・コメントを反映させた本計画を水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】としてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

【会 長】

異議なしとのことでございますので、水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】を改定いたします。

最後に、事務局から何かありますか。

【執行機関】

今まで御審議をいただいた水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】及び【地震・津波災害対策計画編】につきましては、今後、印刷、製本をし、委員の皆様に配布させていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】

大体、いつ頃になりますか。

【執行機関】

9月ごろを予定しております。

【会 長】

9月頃製本できるということですので、皆様方に配布をさせていただきたいと思います。その他、御意見等ございましたら、発言等をお願いいたします。

【委 員】

茨城放送の____です。私のほうから一つ御提案がございます。新しい防災訓練の提案です。

今、皆様に資料を配布させていただきました。防災訓練というのは、あちこちでやっておりますし、今もされておりますけども、より効果的で啓発的な訓練でないといけないと思っております。アメリカで2008年に、より効果的で多くの人が参加できる訓練を始めました。これはシェイクアウトという訓練ですけども、今までの訓練では、訓練のための訓練ではいけないということで、より多くの人が参加できる訓練はないかということで提唱されました。簡単に申し上げますと、今までの訓練というのは、訓練会場が決められていて、そこに参加者が動員されて訓練をするということでした。しかし、これは、ある一定の時間に行動を自主的にするというのが特徴です。簡単に言うと、一つは、誰でも参加できるということです。例えば〇月〇日にシェイクアウト訓練をしますということになった場合は、その希望者を登録いたしまして、その時間にその場所、職場、あるいは今いる場所で訓練に参加するというやり方です。例えば市長が執務室で承認の印を押しているとき、訓練の時間になった場合は、その訓練のシナリオに沿った行動をとるということになります。

では、どんな訓練かといいますと、すごくシンプルです。小学校でやる机の下に隠れるような訓練なのですが、一番基本的なのは三つあります。資料の最初のページですけども、ドロップ、カバー、ホールドオンということで、まず身を低くするということと、頭や体を隠す、じっとするという基本的な話でできています。そして、これが更に突出した行動指針ですが、例えば、これは地震のケースですけども、原発事故、津波の場合のときは、津波シェイクアウトというような行動基準ができるかと思えます。三つ目の特長は、コストがかからないということです。簡単にいいますと、アメリカではネットで登録した人がその時間帯に一斉に行動をとるということです。しかも、この費用対効果というものが大きく、非常に科学的な根拠に基づいたシナリオで行うということです。

皆様のお手元にある白黒のペーパーが入っていると思いますが、13年には北海道を初め、埼玉、神奈川、京都とか何か所か参加しております。1ページをご覧いただくと分かるのですが、アメリカでは、2011年に950万人が参加いたしました。当時カリフォルニアの知事だったシュワルツェネッガーさんも参加しています。

大きな狙いというのは、訓練のための訓練ではなく、啓発し、防災意識を持つというこ

とが大きな狙いでして、これは訓練会場に行かなければ参加できないということではなくて、ある時間、その場所で有志が同じ行動をとって、防災意識を高めようというのが狙いでございます。日本でもどんどん広まっております、新しい試みですが、防災計画等ができましたので、水戸市もUPZもございますけども、14市町村が入るようなUPZというのは国内で一番大きな範囲になりますが、その中の中核となる水戸市がこういう訓練を呼びかけて、ぜひ多くの人に参加できるように考えております。県内では初めてなのはもちろん、北関東では初めての試みになりますので、ぜひ高橋市長に音頭を取っていただいて、多くの人に参加できるようなシェイクアウト訓練をぜひ行っていただきたいというのが私からの提案でございます。

実は来月の20日にシェイクアウトの提唱会議がありますけども、ぜひそういう提案がございましたら、自主防災組織等が一斉に参加できるシェイクアウト訓練が提案されればと思っております。簡単で、しかも多くの人に参加できる、そして更に啓発活動が広がるということになると思います。最初は身を低くする、頭を隠す、じっとするという基本動作ですが、さらにこれが、原発の不安がございましたが、そういうときに原発シェイクアウト訓練というのも提案できますし、あるいは津波シェイクアウトということもできますので、まずみんなの意識が、啓発の動きが始まるということで、ぜひ水戸で訓練を行っていただければと思っております。

【会 長】

ありがとうございました。実は以前、水戸市は、防災訓練を、住みよいまちづくり推進協議会等に御協力いただいて、千波湖でやっていたときがありまして、委員からの意見があったとおり、こちら反省すべき点がございました。防災訓練がイベント化してしまっ、訓練のための訓練になってしまったところもありました。

昨年から、地域の防災組織に、今まで5万円だった補助金を、倍額の10万円に増やして、できる限りきめ細かく地域で防災訓練をやっていただきたいというメッセージを発しているところがございます。今、おかげさまで、地域でだんだんと、地区防災組織等で避難訓練や私どもが行っているような啓発事業などをやらせていただいております。そういった中で、地域に限らず、ある程度集まった中での訓練も、何年かに一度は必要なのかという思いもございます。しかし、以前と同じやり方でやっては、同じようになってしまいますので、今いい提案を頂きましたので、よく研究をして、事例を聞いて、場合によっては水戸市でも採用させていただくように、地域で行う防災訓練と全体的な総合訓練と、多様化した訓練を行うのも効果的でございますので、研究してください。もし採用できるようなことがあれば、何らかの形でやれるようにしてください。パツと聞いた感じでは私自身も関心がありますので、ぜひ研究をしていただきたいと思っております。

【委 員】

その他ということで、津波と地震と原子力という、起きてはならないことですが、災害

が起きたときに、水戸市で災害対策本部が設置されると思います。そのときに、市長を初め、副市長等が本部に集まると思いますが、女性の細かい視点というものがこういう有事の際に必要なってきます。そういうときに女性が、例えば部長とか課長に女性がいれば、災害対策本部会議に入れるかと思いますが、まだまだ女性が足りないと思います。防災会議には女性を入れていただいて感謝申し上げておりますけども、そういうところは水戸市長として考え方はどうなっているのでしょうか。

【会 長】

もちろん防災会議のほうには、女性の視点からの御意見をいただくということが大切だという思いでおりました。それは、特に避難所でのトイレであるとか、着替える場所とか、そういうところで反省点がありましたので、女性の方々から御意見も頂きました。やはり女性の視点で災害対応するということは非常に重要だということで、入れさせていただきました。

災害対策本部については、メンバーが決まっております、確におっしゃるとおり、その中に女性の役職者、部長や課長に女性が担当になっていないと、女性がないということになります。正に御指摘のとおりであります、今正直申し上げますと、部長級で女性は監査委員で1人いるのですが、本部会議には女性はおりません。そういうところを留意して、災害対策本部の組織を検討させてください。担当のほうで災害対策本部を設置したときに、女性の感覚でないと私たちでは気づかない部分が多岐にわたりますので、それについてどういうふうに対応するか、女性のメンバーを固定化させるべきか、そうしないと、部長級の中に女性がいなかった場合、女性が0人になってしまいますので、今回御指摘いただきました、災害対策本部の中に女性のメンバーがどう関係していけるか、検討してください。

【委 員】

東日本大震災のときに、全国の女性のリーダーたちは時の首相に対して、防災会議に女性がいないと。例えば茨城県では、ちょうど副知事が女性の方だったものですから、そこで女性からの視点の良い意見をたくさん取り入れてくださったのですが、女性がいらない県もあるので、これは大きな問題の一つだと認識しております。ぜひ水戸市はそういった点に対し、攻めの姿勢で対応をしていただければと思います。

【会 長】

分かりました。メンバーのほうは、こちらで練らせていただきます。

【委 員】

水戸地方気象台の____でございます。特別警報についてお話させていただきます。

今月 24 日、気象情報の一部改正に関する法律が成立いたしまして、今週 31 日に公布の予

定でございます。この法律の中で、従来の警報の中で、今後更にひどい災害になるようなケースについて、特別警報というのを制定いたします。これにつきましては、今年の8月の終わりくらいには実施になるかと思っております。今申し上げましたように、例えば東北地方太平洋沖地震や、それに伴う津波など、広範囲にわたって大きな被害が予想できるもの、昨年、紀伊半島で、大雨で土砂が崩れ、河川がせき止められるという事態がございましたけれども、そういったまれに起きるような現象に対して、特別警報というものを発表することになりました。

これにつきましては、今後、自治体さんでの対応という問題もございます。いきなり特別警報ということではなく、既に警報が出た上で発令ということになるかと思えます。大雨の場合は、そういったことも含めて、どういった対応を取れば良いのか、そういったことを皆様に御案内していければと思っておりますので、御協力のほう、よろしく願いいたします。

【会 長】

お話ありがとうございました。ぜひ皆様も御認識をいただきたいと思えます。

よろしいですか。

それでは、御意見がないようですので、以上で、議事につきまして終了させていただきます。皆様の御協力、どうもありがとうございました。本日、委員の皆様には、会議の進行に御協力いただき、感謝、御礼申し上げます。これをもちまして、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

【執行機関】

本日は、長時間にわたり御審議を賜り、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年度水戸市防災会議を閉会させていただきます。お疲れさまでございました。